

みんなでも、認知症サポーターになりませんか？

何をする人？

認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る応援者のことをいいます。

認知症は、誰にも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人、その症状があるといわれ、決して他人事ではありません。

日野町では、認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくために、住民の皆さんに認知症サポーター



ーターになっていただく取り組みを行っています。

難しくありません、サポーターの第一歩

いつ自分や家族が認知症になるかは分かりません。ですから、他人ごととして無関心でいるのではなく、「自分たちの問題である」という認識を持つことが第一歩です。

また、認知症の人や家族の応援者でもあるので、病気について正しく理解し、偏見を持たずに温かい目で見守ることがスタートです。

出前講座に伺います

自治会やグループ、団体等の集まりに講師・キャ



ラバンメイト(※)を派遣し、認知症の理解や具体的ななかかわり方の学習をお手伝いします。1時間程度の講座で、認知症サポーターになっていただきます。

ぜひ地域や仲間での学習し、誰もが安心して暮らせる地域をつくりましょう。

※キャラバンメイト：町内の介護サービス事業所職員や介護に携わった経験のある住民の方等にお願ひしています。

◆申し込み・問い合わせ先
地域包括支援センター
(保健センター内)
☎ 60001 有線 1148

新しい高齢受給者証を送付しました

高齢受給者証は、平成14年10月1日以降に70歳の誕生日を迎えた方(昭和7年10月1日以後に生まれた方)にお渡ししていますが、お手持ちの受給者証(肌色)は、7月31日が有効期限でした。

8月1日からご使用いただく新しい「高齢受給者証」(水色)をお送りしましたので、内容に誤りがないか確認をお願いします。古い受給者証は住民課までお返しください。お近くの役場職員に渡していただいても結構です。

高齢者受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。かかった費用の1割、現役並み所得者は3割を払うことで医療を受けることができます。



平成20年4月から自己負担割合が変わります。

70〜74歳で高齢受給者証をお持ちの方の自己負担の割合が、平成20年4月から1割から2割に変わります。現役並み所得者については3割で変わりません

一般の方

- ◆平成20年3月31日まで自己負担 1割
- ◆平成20年4月1日から自己負担 2割

現役並み所得者
(同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方がおられる世帯)

- ◆平成20年3月31日まで自己負担 3割
- ◆平成20年4月1日から自己負担 3割(変更なし)

◆問い合わせ先
住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線 7784